

第19回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

○ 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

○ 計算書類

「個別注記表」

第19期（2025年4月1日から2026年6月30日まで）

マイクロ波化学株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「コンプライアンス・リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- (5) 役職員の法令・定款違反等の行為については、「コンプライアンス・リスク管理規程」及び「正社員就業規則」及び「アルバイト就業規則」に従って、適正に処理を行う。
- (6) 当社は「反社会的勢力対策規程」を策定し、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
- (3) 取締役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、担当部署にて規則・ガイドラインなどの案を策定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規則・ガイドラインに従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- (3) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分に審議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締

役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

- (2) 会社の意思決定方法、職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「組織規程」において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うとともに業務を効率的に遂行する。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 取締役は、監査等委員会の求めがある場合には、監査等委員会を補助する使用人（以下、監査等委員会スタッフという）として適切な人材を配置する。
- (2) 監査等委員会スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、人事異動については監査等委員会と取締役が協議する。

6. 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けない。
- (2) 監査等委員会スタッフの任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

7. 監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会スタッフは、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査等委員会スタッフは、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (4) 監査等委員会スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

8. 取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 監査等委員会は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。

- (2) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する。
 - (3) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査等委員会と共有の上、業務執行の内容を検証する。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
 - (5) 取締役及び使用人は、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査等委員会に定期的に報告する。
9. 監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には、当該弁護士は常勤の監査等委員に対して速やかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告する。
 - (2) 通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、通報者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を常勤の監査等委員に依頼できる。
 - (3) 取締役会は、内部通報の状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、監査等委員会と協議の上、内部通報制度の見直しを行う。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員の職務の執行上、必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
 - (2) 監査等委員の職務の執行上、緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、監査等委員が取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査等委員会の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は定例を含め計21回開催されました。取締役会においては、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。
- ② 監査等委員会は定例を含め計17回開催されました。監査等委員会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品及び原材料 移動平均法による原価法
 - ・ 仕掛品 主として個別法（一部については移動平均法）による原価法
 - ・ 貯蔵品 個別法による原価法
- 貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～31年
構築物	15年～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度に

において貸倒引当金の残高はありません。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね 1 ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① 共同開発契約

共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル等を提出し対価を得ております。このような契約においては、顧客による報告書・サンプル等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

② ライセンス契約

ライセンス契約においては、顧客に対して当社の知的財産の実施許諾を行い、その対価として契約一時金、ランニングロイヤリティを得ております。契約一時金は、知的財産を実施許諾する時点で収益を認識しております。ランニングロイヤリティは、実施許諾先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、実施許諾先の企業において製品が販売された時点で収益を認識しております。

③ 低濃度貴金属回収事業

低濃度貴金属回収事業においては、貴金属含有物から回収した貴金属を販売しております。回収した貴金属の取引価格に合意し、顧客が検収した時点で資産の支配が顧客に移転すると判断しているため、当該時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 540,753千円

(2) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した資産につき取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物	61,349千円
構築物	28,512千円
機械及び装置	413,282千円
工具、器具及び備品	6,545千円
ソフトウェア	22,217千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 15,904,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 10株

(3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の数
該当事項はありません。

(5) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,094,700株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

・金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

・金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後15年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 差 入 保 証 金	74,475	52,972	△21,502
② 長 期 借 入 金 (1 年 内 返 済 予 定 を 含 む)	(819,086)	(807,534)	11,551
③ リ ー ス 債 務 (1 年 内 返 済 予 定 を 含 む)	(276,337)	(263,868)	12,470

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分		時価（千円）			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
①	差入保証金	—	52,972	—	52,972
②	長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	(807,534)	—	(807,534)
③	リース債務 （1年内返済予定を含む）	—	(263,868)	—	(263,868)

(注) 1. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

2. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 差入保証金

返済期日までの将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金、③ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,139,797千円
減損損失否認	15,357千円
減価償却超過額	113,000千円
その他	11,742千円
繰延税金資産 小計	1,279,898千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,139,797千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△128,885千円
評価性引当額 小計	△1,268,683千円
繰延税金資産 合計	11,215千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この変更による影響はありません。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース

① リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備（建物）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおり

であります。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	18,120千円
1 年超	228,010千円
合計	246,130千円

7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 当社は、「マイクロ波化学関連事業」を報告セグメントとしております。「マイクロ波化学関連事業」は、マイクロ波を活用した製造プロセスの研究開発、エンジニアリング、実機製作及び製造支援等を行っております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	その他事業	合計
	マイクロ波化学関連事業		
共同開発契約	1,050,470	—	1,050,470
ライセンス契約	—	—	—
その他	—	7,289	7,289
顧客との契約から生じる収益	1,050,470	7,289	1,057,759
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,050,470	7,289	1,057,759

(注) 1. 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、低濃度貴金属回収事業を含んでおります。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	598,953
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	137,896
契約負債(期首残高)	129,500
契約負債(期末残高)	59,747

(注) 1. 契約負債は、主として共同開発契約及びライセンス契約に関連して顧客から受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は129,500千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は以下のとおりであり、マイクロ波化学関連事業に関するものであります。

(単位：千円)

1 年以内	140,000
1 年超 2 年以内	—

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっての実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 7 円59 銭 |
| (2) 1 株当たり当期純損失 | △60 円77 銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。